

一般社団法人静岡県測量設計業協会入会規程

第1条 一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「本会」という。）に正会員として入会希望するものは、定款第5条の資格を有するもので、入会申込書に下記書類を添付し提出するものとする。

1. 登録証明書
2. 会社の登記簿謄本
3. 会社の経歴書（営業の沿革）
4. 測量又は設計業務の実務経歴書（直前2年以上とし、元請、下請の区分を明記）
5. 定款
6. 代表者経歴書及び身分証明書
7. 使用人数調書（使用人数を証する書面、社会保険の算定基礎届等の写）
8. 技術者調書

第2条2に記載してある測量士の常勤していることを証する書面
（市県民税特別徴収個人別明細簿等の写）

9. 誓約書
10. 測量業登録申請書又は測量法第55条8第1、2項の規定に基づく決算書類の写
（最近2年間のもの）
11. 推薦書（入会を希望する者の会社等が所在する支部の正会員の総意による推薦があるものとし、書面として支部の正会員3名の推薦を受けるものとする。うち1名は支部長の職にある理事、1名は理事、1名は正会員とする。）

第2条 入会希望者が規定の書類を提出したときは、理事会において下記の基準により審査を行う。

1. 測量設計業務の営業経歴5年以上（測量法第55条の5第1項の規定により測量業者として
の登録を受けた後5年以上）の者で、測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類中、
前2年間の総売上高（完成測量高、兼業事業売上高を含む。）が決算期毎に4千万以上
であること。
2. 技術者が5名以上常勤していること。
 - イ. 技術員中、実務経歴5年以上で測量士の資格を有する者1名以上在職のこと。
（技術者数及び技術者経歴書を添付し、測量士の登録証明書を必要とする。）
 - ロ. 公共測量及び一般測量又は設計業務の遂行能力のある者
3. 主たる業務の種類
 - イ. 主たる業務が測量設計業務であること。
 - ロ. 会員としてふさわしい業務内容であること。

4. 過去において、業界振興に協力的であったこと。
5. 会員としてふさわしい社会的信用を有する者

第3条 推薦者の資格及び義務

1. 推薦者は入会5年以上の正会員であること。
2. 推薦者は本会に対し、当該加入者が迷惑を及ぼしたときは責任を負うものとする。

第4条 賛助会員の入会の入会は、この入会規程を準用するものとする。

附則

この入会規程は、一般社団法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この入会規程は、令和2年12月1日から施行する。

入 会 申 込 書

一般社団法人静岡県測量設計業協会々長 様

会社名

代表者

印

貴会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

ふりがな
所在地 〒ふりがな
会社名ふりがな
代表者氏名電 話
() —

F A X

※ 受 付	平成 年 月 日	測量業者登録番号 登録 ()
	番	登録年月日 昭和・平成 年 月 日

◎測量業者登録証明書添付のこと。

会社の登記簿謄本

会社の経歴書（営業の沿革）

会社の設立・増資等を書く（会社の内容がわかるもの）

測量又は設計業務の実務経歴書

(直前3年以上とし元請、下請の区別を明記すること。)

発注者名	測量又は 設計名	測量又は 設計地域	請負代金の 額(千円)	着手 年月	完成 年月	元請 下請別

定 款

代表者の経歴書及び身元証明書

(市町発行の身元証明書添付のこと)

使用人数調書

(使用人数を証する書面、社会保険の算定基礎届け等の写を添付すること。)

単位:人

区 分	技 術 関 係 職 員				事務関係職員	合 計
	測量士	測量士補	その他	計		
職 員						
臨時職員						

誓 約 書

一般社団法人静岡県測量設計業協会
会 長 様

平成 年 月 日

所 在 地

会 社 名

代表者職氏名

㊞

貴協会に入会をご承認くださった上は、貴協会の目的達成に協力するとともに、会員相互の親睦を図ることを誓約します。

財 務 諸 表

測量法第55条の8第の規定に基づく決算書類の写（直前2年間の損益計算書）

NO. 1 1

平成 年 月 日

一般社団法人静岡県測量設計業協会
会 長 様

推 薦 書

推薦会社

⑩

今般、上記の会社が貴協会に入会申込みをするにあたり推薦します。

推薦者

⑩